

共通特記仕様書

平成 23 年 10 月 1 日以降適用

青森県県土整備部

目 次

第1編 共通編	1
第1章 総則	1
第1節 総則	1
1-1-1 主任技術者	1
1-1-2 監理技術者	3
1-1-3 CORINSへの登録	3
1-1-4 建設副産物	3
1-1-5 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置	4
1-1-6 環境対策	4
第2章 土工	6
第1節 土工一般	6
2-1-1 土及び岩の分類	6
2-1-2 道路土工	6
第2編 材料編	7
第1章 土木工事材料	7
第1節 鋼材	7
1-1-1 落石防止柵の亜鉛めっき	7
1-1-2 トンネル吹付コンクリート補強金網	7
1-1-3 トンネルロックボルト	7
第2節 セメントコンクリート製品	7
1-2-1 インターロッキングブロック	7
1-2-2 コンクリート法留(プレキャスト製品)	8
第3節 瀝青材料	11
1-3-1 アスファルト注入材料	11
1-3-2 アスファルト混合物	11
第4節 塗料	12
1-4-1 区画線	12
第5節 その他	13
1-5-1 河川護岸用吸い出し防止シート	13
1-5-2 無収縮モルタル	14
1-5-3 トンネル防水工	15
1-5-4 雑石(沈石用)の確認	15
第3編 土木工事共通編	16
第1章 総則	16
第1節 総則	16
1-1-1 請負代金内訳書	16
1-1-2 出来形図及び出来形部分の数量	16
1-1-3 土木工事施工管理基準	16

1-1-4	施工管理	17
1-1-5	提出書類の様式	18
1-1-6	交通安全管理	18
1-1-7	交通誘導員	18
1-1-8	中間検査	19
1-1-9	創意工夫等実施状況の提出	19
第2章	一般施工	19
第1節	共通的工種	19
2-1-1	ハット型鋼矢板	19
第2節	一般舗装工	19
2-2-1	粒 度	19
2-2-2	コンクリート舗装養生	19
2-2-3	石	19
第6編	河 川 編	20
第1章	総 則	20
第1節	仮量水標	20
1-1-1	水位の観測	20
第2節	護岸法覆工	20
1-2-1	法覆工及び法留工	20
1-2-2	連節ブロック張工	20
1-2-3	かごマット	20
1-2-4	かごマット（多段積み）	24
1-2-5	特殊かごマット（被覆鉄線使用）	26
第3節	標示板	31
1-3-1	護 岸	31
1-3-2	水門、樋門、樋管	31
第7編	河川海岸編	32
第1章	総 則	32
第1節	標示版	32
1-1-1	標示版	32
第8編	砂 防 編	33
第1章	総 則	33
第1節	仮量水標	33
1-1-1	水位の観測	33
第2節	コンクリートえん堤	33
1-2-1	モルタル	33
1-2-2	間詰工	33
1-2-3	水抜暗渠工	33
第3節	残存型枠	33
1-3-1	残存型枠（外壁兼用型）	33

第10編 道路編	35
第1章 舗装	35
第1節 アスファルト舗装工	35
1-1-1 骨材	35
1-1-2 マーシャル安定度基準値	36
1-1-3 動的安定度	37
1-1-4 配合設計	37
1-1-5 締固め度	37
第2節 ブロック舗装工	37
1-2-1 インターロッキングブロック舗装	37
第3節 踏掛版工	38
1-3-1 施工	38
第4節 排水性舗装工	38
1-4-1 材料	38
1-4-2 排水性混合物の目標値	38
第2章 鋼橋上部	39
第1節 橋梁現場塗装工	39
2-1-1 材料	39
2-1-2 橋梁塗装塗替	39
第2節 床版工	39
2-2-1 床版工	39
第3節 橋梁付属物工	39
2-3-1 伸縮装置工	39
2-3-2 架設用付属物	39
2-3-3 名版及び橋歴板	39
第3章 コンクリート橋上部	40
第1節 橋梁付属物工	40
3-1-1 伸縮装置工	40
3-1-2 PC定着工法	40
3-1-3 名版及び橋歴板	40
第4章 トンネル	41
第1節 堀削	41
4-1-1 堀削 (NATM)	41
第2節 支保工	41
4-2-1 支保工間隔	41
4-2-2 ロックボルト	41
第3節 覆工	42
4-3-1 防水工	42
第4節 その他の工事	42
4-4-1 覆工厚の刻示	42

第5章 道路維持	44
第1節 コンクリート舗装補修工	44
5-1-1 再注入	44
第2節 舗装工	44
5-2-1 舗装打換え工	44
第3節 路肩及び法面	44
5-3-1 除草一般	44
第4節 清掃作業	44
5-4-1 清掃作業	44
第5節 植栽	45
5-5-1 植栽工	45
第6節 災害応急処置	45
5-6-1 災害応急処置	45

1. 本共通特記仕様書は、青森県県土整備部が発注する土木工事（河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事）、港湾工事（港湾工事、海岸工事（港湾））その他これに類する工事（以下、「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下、契約約款を含み「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行を図るものである。
2. 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。

第 1 編 共 通 編

第 1 章 総則

第 1 節 総則

1-1-1 主任技術者

1. 受注者は、表 1-1 主任技術資格一覧表に示す資格を有する主任技術者を配置しなければならない。

表 1-1 主任技術者資格一覧表

請 負 金 額	主 任 技 術 者
16,000万円以上	<p>1. 工事の主任技術者は、次の (イ)、(ロ) または (ハ) に掲げるものでなければならない。</p> <p>(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級の建設機械施工または一級の土木施工管理とするものに合格した者。</p> <p>(ロ) 技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る)、林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る)または水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る)とするものに合格した者。</p> <p>(ハ) 建設大臣が一級建設機械施工技士または一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。</p> <p>2. 主任技術者を通知する場合には、「土木施工管理技士及び建設機械施工技士にあっては合格証明書、技術士にあっては合格証明書又は合格証」の写しを、建設大臣認定者にあっては認定書の写しを添付するものとする。</p>

<p>16,000万円未満 5,000万円以上</p>	<p>1. 工事の主任技術者は、次の(イ)、(ロ)または(ハ)に掲げるものでなければならない。</p> <p>(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち、主任技術者は検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工または、一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者。</p> <p>(ロ) 技術士法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る)、または林業部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る)又は水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る)とするものに合格した者。</p> <p>(ハ) 建設大臣が一級建設機械施工技士または一級土木施工管理技士と同等以上と認定した者。</p> <p>2. 主任技術者を通知する場合には「土木施工管理技士及び建設機械施工技士にあっては合格証明書、技術士にあっては合格証明書または合格証」の写しを、建設大臣認定者にあっては認定書の写しを添付するものとする。</p>
---------------------------------	--

2. 施工途中の主任技術者及び監理技術者の変更については、下記のいずれかに該当する場合は、協議により変更できる。

- 1) 技術者のやむを得ない事情(病気、退職、死亡、その他の理由等)により、変更が必要と総括監督員が認めたとき。
- 2) 工場製作と現場施工を同一工事で行う場合で、工場製作が完了したとき。
- 3) 工事の主体部分が完成した場合等で、変更しても支障がないと総括監督員が認めたとき。
- 4) 以下に該当する場合で、工事の進捗状況等の施工実態、施工体制等を考慮して、支障がないと総括監督員が認めたときで、当初工期経過後。
 - ①発注者の都合により、工事中止等が行われ工期が延長されたとき。
 - ②発注者の都合により、当初の工期に対して大幅(3ヶ月程度以上)な工期延長が行われたとき。

上記1)～4)により途中変更を行う場合は、下記により対応すること。

ア. 後任技術者について、資格及び資格取得後の経験年数を同等以上(前任技術者の経験年数以上または5年以上の経験年数)とするとともに、前任技術者と同等以上の施工経験を有すること。

なお、一般競争入札方式、公募型指名競争入札方式、工事希望型指名競争入札方式により入札を行った工事の後任技術者の施工経験年数については、当該工事の技術資料提出時に記

載した配置予定技術者の条件を満足するものとする。

イ. 技術者の変更の際し、引継に必要な期間について新旧技術者の重複を行い、継続的な業務が遂行できるようにすること。

引継に必要な期間は、1年以内の工期の工事においては7日間程度、1年を超え2年以内の工期の工事においては14日間程度、2年を超える工期の工事については1ヶ月間を目安とする。

ウ. 原則として、同一履行年度内に技術者の変更を複数回行わないこと。

1-1-2 監理技術者

契約書第10条に定める監理技術者の通知にあたっては、建設業法第26条第4項に定められた者を選任しなければならない。なお、監理技術者資格者証の写しを添付するものとする。

(注) 監理技術者を配置する工事は、特定建設業のうち下請契約の合計が3,000万円以上（建築工事業では4,500万円以上）の工事である。

1-1-3 CORINSへの登録

共通仕様書第1編1-1-5におけるCORINSへの登録は、公衆回線を通じたオンラインにより登録することが出来る。

1-1-4 建設副産物

1. 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物、土砂、砕石を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画書を所定の様式に基づき作成し、契約締結後14日以内に監督職員に提出しなければならない。なお、再生資源利用計画書は施工計画書に添付する。
2. 受注者は、コンクリート塊、建設発生木材、アスファルトコンクリート塊、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト、建設発生土を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、契約締結後14日以内に監督職員に提出しなければならない。なお、再生資源利用促進計画書は施工計画書に添付する。
3. 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を、監督職員に提出しなければならない。
4. 受注者は、設計図書に建設副産物情報システムの登録対象工事と明記された場合は、施工計画書作成時、工事完成時及び登録情報に変更が生じた都度、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進

計画書の内容について、当該システムに情報登録するものとする。なお、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。

1-1-5 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

1. 工事請負代金額が500万円以上の工事については、受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」（以下、「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について、適正な措置を講ずることとする。

なお、契約書「6 解体工事に要する費用等」については、契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が条件明示した事項と別の方法であった場合でも、変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1【再生資源利用計画書（実施書）】及び様式2【再生資源利用促進計画書（実施書）】を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

1-1-6 環境対策

1. 一般工事

一般工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号、最終改正 平成14年4月1日付国総施第225号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定（国土交通省告示第348号、平成18年3月17日）」もしくは「第3次排出ガス対策型機械指定要領（平成18年3月17日付国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づき、技術基準に適合するものとして届出された特定特殊自動車を、本工事において使用する場合はこの限りではない。

排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目量で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価

された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ・トラクタシャベル（車輪式）・ブルドーザ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベアスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローダ、振動ローラ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン （エンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。

2. トンネル工事

トンネル工事のトンネル坑内作業において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号、最終改正 平成14年4月1日付国総施第225号）」、または「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付国総施第215号）」に基づき、指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着（黒煙浄化装置付）することで、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

機 種	備 考
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタシャベル ・大型ブレーカ	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効

<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ 	<p>な自動車検査証の交付を受けているものは除く。</p>
--	-------------------------------

第2章 土 工

第1節 土工一般

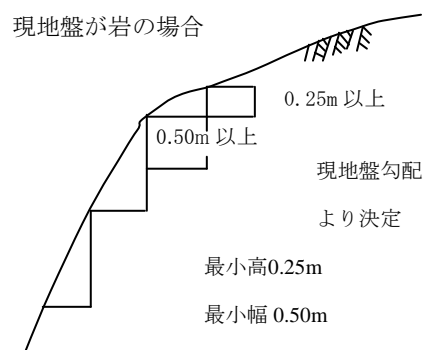
2-1-1 土及び岩の分類

土及び岩の契約分類は、分類を次のとおりとする。

- イ) 土砂はA分類
- ロ) 岩はC分類

2-1-2 道路土工

受注者は、1：4より急な勾配を有する岩盤上に盛土を行う場合には、特に指示する場合を除き下記により段切を行い、盛土と現地盤との密着を図り、滑動を防止しなければならない。



第2編 材 料 編

第1章 土木工事材料

第1節 鋼材

1-1-1 落石防止柵の亜鉛めっき

1. 亜鉛めっき地肌のまま使用する場合の支柱及び取付金具類は、製品加工後溶融亜鉛めっきを施したものである。
2. 亜鉛付着量は、支柱の場合JIS II 8641「溶融亜鉛めっき」2種（HDZ 35）の550g/m²（片面付着量）以上とし、取付金具類は、同じく2種（HDZ 35）の350g/m²（片面付着量）以上とする。
3. ひし形金網は、JIS G 3552の規格によるものとし、亜鉛付着量は、Z種G3以上とする。
4. ケーブルの亜鉛付着量は、素線に対して300g/m²以上とする。

1-1-2 トンネル吹付コンクリート補強金網

吹付けコンクリートの補強金網は、構造用溶接金網150×150×φ5（JIS G 3551）とする。

1-1-3 トンネルロックボルト

ロックボルトの材質及び強度は、次表のとおりとするものとする。

地山分類	ロックボルト材質
B、C I、先打ちボルト	異形棒鋼同等品以上（耐力117.7KN以上）
C II、D I、D II、D III	ねじり棒鋼同等品以上（耐力176.5KN以上）

[注] 耐力は、ネジ部の降伏点耐力である。

第2節 セメントコンクリート製品

1-2-1 インターロッキングブロック

1. インターロッキングブロックの規格は次表のとおりとし、受注者は、これを証明する試験成績表を監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、ブロックの色彩・パターンについて、監督職員の承諾を得るものとする。

	種 類	曲 げ 強 度	透 水 係 数
強 度	普通インターロッキングブロック	50kgf/cm ² (5N/mm ²) 以上	—
	透水性インターロッキングブロック	30kgf/cm ² (3N/mm ²) 以上	1×10 ⁻² (0.1mm/sec) cm/sec
	植生用インターロッキングブロック	40kgf/cm ² (4N/mm ²) 以上	—
厚 さ	普通、植生用 インターロッキングブロック	±3mm	
	透水性インターロッキングブロック	+5、-1mm	
寸 法	普通、透水性、植生用 インターロッキングブロック	±3mm	

[注] インターロッキングブロックの形状その他により、曲げ強度試験ができない場合はコアによる圧縮強度試験を行い、圧縮強度が普通インターロッキングブロック及び化粧インターロッキングブロックにおいては、330kgf/cm² (32N/mm²) 以上、透水性インターロッキングブロックにおいては、170kgf/cm² (17N/mm²) 以上でなければならない。

1-2-2 コンクリート法留(プレキャスト製品)

1. 引用規格

引用規格を、次に示す。

- JIS A 1108 コンクリートの圧縮強度試験方法
- JIS A 1132 コンクリートの強度試験用供試体の作り方
- JIS A 5011 コンクリート用スラグ骨材
- JIS A 5308 レディーミクストコンクリート
- JIS A 6201 フライアッシュ
- JIS A 6204 コンクリート用化学混和剤
- JIS G 3112 鉄筋コンクリート用棒綱

- JIS G 3532 鉄線
- JIS G 3551 溶接金網
- JIS R 5210 ポルトランドセメント
- JIS R 5211 高炉セメント
- JIS R 5212 シリカセメント
- JIS R 5213 フライアッシュセメント

2. 品質

① 外観

法留は、使用上有害なきず、ひび割れ、欠け、反りなどがあってはならない。

② 圧縮強度

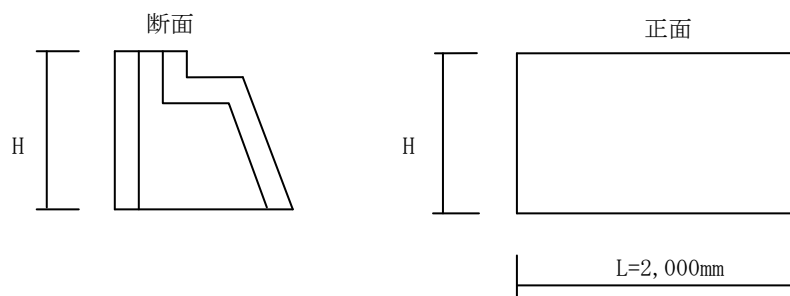
法留のコンクリートの圧縮強度の下限規格は、出荷時において $24\text{N}/\text{mm}^2$ する。

3. 規格及び寸法の許容差

法留の規格及び寸法の許容差は、図1及び表1のとおりとする。

鉄筋のかぶり（鉄筋を使用する場合）は、 20mm 以上とする。ただし、端面及び目地部については、この限りではない。さらに、鉄筋の端部にキャップスペーサーなどで防せい被覆がなされている場合も、この限りではない。

図1 形状及び寸法



①水抜き孔は、適宜設けてもよい。

②面取り、切欠きのような、形状に影響を与えず強度を損なわない程度の加工は、差し支えない。

本体の重心位置に、製品の強度に影響を及ぼさない程度の大きさのつり孔を設けてもよい。

表1 寸法の許容差

単位：mm

	高さ (H)	長さ (L)
許 容 差	±5	±6

4. 材料

次の項目については、JISA5345に準ずる。

- ① セメント
- ② 骨材
- ③ 水
- ④ 鉄筋(鉄筋使用製品のみ規定)
- ⑤ 混和材料

5. 製造方法

- ① 水セメント比

コンクリートの水セメント比は、60%以下とする。

以下、項目についてはJIS A 5345に準ずる。

- ② 空気量
- ③ アルカリ骨材反応の抑制対策
- ④ 塩化物量
- ⑤ 材料の計量
- ⑥ 成形
- ⑦ 養生

6. 試験方法

- ① 圧縮強度

法留の圧縮強度の試験は、法留に用いたコンクリートから製作した供試体による。この場合の試験方法は、JIS A 1108によるものとし、その供試体の製作は、次のいずれかによる。

- (1) JIS A 1132または、JIS A 1132による供試体と相関関係が確認できる方法。
- (2) 上記によりがたい場合は、振動と加圧とを組み合わせる。また、養生方法は、法留の養生とできるだけ同じ条件とする。

第3節 瀝青材料

1-3-1 アスファルト注入材料

注入材料は、ブロンアスファルトとして、JIS K 2207～1969規格によるものとし、針入度は20～30とする。

1-3-2 アスファルト混合物

受注者は、「アスファルト混合物事前審査委員会」の事前審査で認定した加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを監督職員に提出するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明書、試験成績表の提出及び試験練りは省略できるものとする。

この場合、「品質管理基準」は以下のとおりとする。

工種	種別	試験区分	試験項目	試験基準
アスファルト舗装	材料	必須	共通仕様書「品質管理基準」の全項目	事前審査による認定書の提出
		その他	共通仕様書「品質管理基準」の全項目	
	プラント	必須	配合試験	共通仕様書「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理
			混合物のアスファルト量抽出	
			混合物の粒度分析試験	
			温度測定(混合物)	
	基準密度の決定	事前審査による認定書の提出		
その他	共通仕様書「品質管理基準」の全項目	共通仕様書「品質管理基準」に基づきプラントの自主管理		

第4節 塗料

1-4-1 区画線

1. 区画線に使用する材料の種類及び規格は、次表のとおりとする。

種類		規格	標準使用量		摘要
			ペイント	ガラスビーズ	
常温型	W=15cm	路面標示用塗料 JIS K 5665 1種	50 □/km	1号 39 kg/km	
	W=20cm	〃	67 □/km	〃 52 kg/km	
	W=30cm	〃	100 □/km	〃 78 kg/km	
加熱型	W=15cm	路面標示用塗料 JIS K 5665 2種	70 □/km	〃 59 kg/km	
	W=20cm	〃	93 □/km	〃 79 kg/km	
	W=30cm	〃	140 □/km	〃 118 kg/km	
熔融型	W=15cm	路面標示用塗料 JIS K 5665 3種1号	390 □/km	散布1号 25 kg/km	プライマーの 標準使用量 25kg/km塗布
	W=20cm	〃	520 kg/km	〃 33 kg/km	〃 33kg/km塗布
	W=30cm	〃	780 kg/km	〃 50 kg/km	〃 50kg/km塗布
	W=45cm	〃	1,170 kg/km	〃 75 kg/km	〃 75kg/km塗布

種類		規格	標準使用量		摘要
			ペイント	ガラスビーズ	
水性型	W=15cm	路面標示用塗料 JIS K 5665 1種	50 ㎖/km	1号 39 kg/km	溶媒として揮発性有機化合物を5% (以下) 含まず、水を使用するものとする。
常温型	W=15cm	路面標示用塗料 JIS K 5665 1種	39 ㎖/km	1号 30 kg/km	仮区画線用

[注] ガラスビーズは、JISR3301（路面標示用塗料用ガラスビーズ）1号

2. 区画線の使用材料の確認については、監督職員の指示する方法により確認し、報告しなければならない。
3. 区画線溶融型の塗布厚は1.0mmとする。

第5節 その他

1-5-1 河川護岸用吸い出し防止シート

1. 河川護岸用吸い出し防止シートの品名については、使用に先立ち、監督職員の承諾を得なければならない。
2. 河川護岸用吸い出し防止シートの品質は、次表の規格に適合した「河川護岸用吸い出し防止シート評価書」（建設大臣認可）を有しているシートとする。なお、上記評価書を有していない製品についても、「公的機関による技術証明書」を有しているシートについては、使用できるものとする。

吸い出し防止シートの規格値

項 目	規 格	備 考
厚 さ	10mm以上	
開 孔 径	0.2mm以下	
引 張 り 強 度	1.0tf/m以上	縦・横方向
化学的安定性（強度保持率）	70%以上130%以下	JIS K 7114準拠 (PH5～9)
耐候性（強度保持率）	70%以上130%以下	JIS A 1410、 JIS A 1415準拠
密 度	0.12g/cm ³ 以上	JIS L 3204
圧 縮 率	12%以下	JIS L 3204
引 張 強 さ	1.0tf/m以上	JIS L 3204
伸 び 率	50%以上	JIS L 3204
耐 薬 品 性	不溶解分90%以上	JIS L 3204
透 水 係 数	0.01cm/s以上	JIS L 3204

1-5-2 無収縮モルタル

無収縮モルタルの品質規格は、次表のとおりとする。

項 目	規 格 値	試 験 方 法
コンシステンシー （ 流 下 時 間 ）	セメント系：8±2秒	J ₁₄ ロート試験
ブ リ ー ジ ン グ	混りませ2時間で2%以下	JIS A 1123
凝 結 時 間	始発： 1時間以上 終結：10時間以内	ASTMC403
膨 張 収 縮 率	材令 7日で収縮なし	土木学会「膨張材を用いた充てんモルタルの施工要領（案）」附属書
圧 縮 強 度	材令 3日：250 kgf/cm ² 以上 (25 N/mm ²) 材令28日：450 kgf/cm ² 以上 (44 N/mm ²)	JIS A 1108 供試体径5cm高さ10cm

1-5-3 トンネル防水工

1. 覆工コンクリートのひびわれ対策及び防水工に使用する材料は、透水性緩衝材（ $t=3\text{mm}$ ）と防水シート（ $t=0.8\text{mm}$ 以上）の組み合わせされたものとし、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。
2. 防水工に使用する防水シートは、厚さ 0.8mm 以上のビニールシート等とし、次表に示す規格に合格したものとする。

項 目	試 験 法	規 格 値
比 重	JIS K 6773	0.95 ± 0.05
硬 さ	JIS K 6773	98以下
引 張 強 さ (kgf/cm ²)	JIS K 6773	20℃で160以上 -10℃で300以上
伸 び (%)	JIS K 6773	20℃で600以上 -10℃で500以上
引 裂 強 さ (kN/m)	JIS K 6252	50以上
耐 薬 品 性 (アルカリ) 質 量 変 化 率 (%)	JIS K 6773	± 1 以下
耐 熱 老 化 性 質 量 変 化 率 (%)	JIS K 6773	± 1 以下
脆 化 温 度 (℃)	JIS K 6261	-30以下

1-5-4 雑石（沈石用）の確認

雑石（沈石用）は、張立により確認するものとし、大きさについては規定した重量の形の異なったものそれぞれ3個以上を見本石として現場に置き、観察により確認するものとする。

第3編 土木工事共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1 請負代金内訳書

1. 請負代金内訳書の提出は、紙で作成した請負代金内訳書に捺印したもの、及び入力済みの電子データの両方を、監督職員に提出するものとする。

1-1-2 出来形図及び出来形部分の数量

1. 工事の出来形部分の数量計算書は、既済部分検査及び監督職員が指示した場合に作成するものとする。
2. 出来形図は、検査（完成、既済部分、中間）時に作成するものとし、設計図（変更図面含む）またはその縮小図等を使用し、作成する図面とする。図面は、原則として寸法表示されている構造図等（配筋図等は不要）及び位置図、工事設計数量総括表、平面図、標準図等を用い、設計寸法と対比し、出来形寸法を朱書で記入するとともに出来形部分を着色する。ただし、同一図面内で、図示されているものの全てが出来形である場合は、出来形部分の着色を省略することが出来る。

なお、出来形図に替えて、出来形結果表にとりまとめることができる。

1-1-3 土木工事施工管理基準

1. 出来形管理

受注者は、土木工事施工管理基準 5. 管理項目及び方法（2）出来形管理において、ばらつきが判断できる資料として、出来形管理図表（様式(14)－1）を作成し、提出するものとする。

2. 品質管理

受注者は、土木工事施工管理基準 5. 管理項目及び方法（3）品質管理において、必須試験については、ばらつきが判断できる資料として、品質管理図表を作成し提出するものとする。

また、測定数が10点以上の場合で、無筋・鉄筋コンクリート、瀝青安定処理・アスファルト舗装工及びコンクリート舗装工等の場合は、その管理内容に応じて、管理図（X-Rs-Rm管理図等及び度数表）による工程の管理を行うものとする。

1-1-4 施工管理

1. 受注者は、下記構造物については、コンクリートの耐久性向上仕様書により、資料等を提出しなければならない。

1) 対象構造物

A (生) コンクリート

無筋・鉄筋	対 象 構 造 物		摘 要
	塩化物総量規制	アルカリ骨材反応	
無筋コンクリート		イ) 橋台、橋脚 ロ) 海岸構造物(堤防、消破ブロック) ハ) 河川構造物(護岸、根固めブロック) ニ) 砂防ダム(堤体、側壁及び水叩) ホ) 擁壁工	
鉄筋コンクリート	イ) 橋台、橋脚 ロ) 杭類(場所打杭、井筒基礎)、擁壁工 ハ) 橋梁上部工(床版・桁) ニ) 函渠工、水路(内空断面積1.0m ² 以上) ホ) 水門、樋門、樋管、堰	イ) 橋台、橋脚 ロ) 杭類(場所打杭、井筒基礎)、擁壁工 ハ) 橋梁上部工(床版・桁) ニ) 函渠工、水路 ホ) 水門、樋門、樋管、堰	
—	・コンクリート舗装 ・トンネル覆工 ・吹付コンクリート	・コンクリート舗装 ・トンネル覆工 ・吹付コンクリート	

B コンクリート二次製品

二 次 製 品 名		摘 要
塩化物総量規制	アルカリ骨材反応	
ロ) 函渠類(鉄筋コンクリート、PCボックスカルバート)	イ) 函渠類(鉄筋コンクリート、PCボックスカルバート)	
ハ) 杭類(遠心力鉄筋コンクリートくい、A5310、プレストレストコンクリートくい、A5335、A5337)	ロ) 杭類(遠心力鉄筋コンクリートくい、A5310、プレストレストコンクリートくい、A5335、A5337)	
ニ) 桁類(プレストレストコンクリート橋げた、A5313、A5316)	ハ) 桁類(プレストレストコンクリート橋げた、A5313、A5316)	
ホ) 擁壁類(鉄筋コンクリートL型)	ニ) 擁壁類(鉄筋コンクリートL型)	
ヘ) 管渠類(遠心力鉄筋コンクリート管、A5303、コア式プレストレストコンクリート管、A5333)	ホ) 管渠類(遠心力鉄筋コンクリート管、A5303、コア式プレストレストコンクリート管、A5333)	
	ハ) 境界ブロック、積ブロック、歩道板、側溝等	

1-1-5 提出書類の様式

受注者の提出書類の様式については、様式集によるものとするが、記載内容が網羅されている場合は、任意の様式を使用することができる。

1-1-6 交通安全管理

1. 受注者は、現道工事の作業終了後は、機械及び材料等を速やかに車道外に搬出し、必要に応じ、一般交通に支障ないよう保安施設等必要な処置を講じなければならない。
2. 受注者は、供用中の道路に係わる工事の施工にあたっては、青森県県土整備部保安施設設置基準を遵守するものとする。

1-1-7 交通誘導員

受注者は、交通誘導にあたっては、警備業法施行規則第38条による教育の履歴者、建設業協会等が主催する建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者、あるいは交通誘導業務検定(1級または2級)の合格者を配置するものとし、教育の実施状況、受講者証等の写し等、確認出来る資料を監督職員に提出するものとする。

1-1-8 中間検査

特記仕様書で中間検査の対象工事となった場合は、共通仕様書第3編土木工事共通編1-1-9中間検査によるほか、下記によるものとする。

1. 検査時に確認できる完成部分（部分完成を含む）については、設計図面を複写して色分け（完成部分を赤色）して、1部提出する。なお、この図面は、中間検査で確認済みの証しとなるものである。
2. この検査により確認した出来形部分の工事目的物の引き渡しは行わないものとし、受注者において、引き渡しまで善良に管理するものとする。

1-1-9 創意工夫等実施状況の提出

受注者は、工事施工において、自ら立案した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完成時までに所定の様式により提出することができる。

第2章 一般施工

第1節 共通的工種

2-1-1 ハット型鋼矢板

1. ハット型鋼矢板の施工については、共通仕様書第3編2-3-4矢板工の規定による。
2. ハット型鋼矢板の施工に係る規格値及び写真管理基準は、上記矢板工の「土木工事施工管理基準及び規格値」及び「写真管理基準」の規定による。

第2節 一般舗装工

2-2-1 粒 度

粒度調整路盤工の材料は、監督職員の承諾を受けた中央混合プラントで混合しなければならない。

2-2-2 コンクリート舗装養生剤

コンクリート舗装養生剤の種類は、監督職員の承諾を得て使用するものとする。

2-2-3 石 粉

コンクリート舗装石粉塗布の場合は、石粉と水を混合したものを $3\frac{1}{2}$ ／m³程度とし、石粉と水の混合は、重量比で1：1とする。

第6編 河 川 編

第1章 総 則

第1節 仮量水標

1-1-1 水位の観測

1. 受注者は施工に先立ち、施工箇所付近に仮量水標を設置し、施行期間中1日1回以上、水位の観測を行い、その記録を備えておかなければならない。

なお、出水時等に、監督職員の指示する場合は、毎時観測を行うものとする。

2. 監督職員が指示した場合は、水位記録の一覧表又は図表等にとりまとめ、これを提出しなければならない。

第2節 護岸法覆工

1-2-1 法覆工及び法留工

1. 受注者は、法覆工及び法留工の施工において、遮水シートを設置する場合には法面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。

また、シートの重ね合わせ及び端部の接着は、ずれ、剥離等のないように施工するものとする。

2. 遮水シートと法留工及び隔壁、小口止工との接着方法については、監督職員の承諾を得るものとする。

1-2-2 連節ブロック張工

連節ブロックの配列、連結鉄筋の配列及び溶接方法については、監督職員の承諾を得るものとする。

なお、連結鉄筋はφ9mmとし、溶接する場合の溶接長は10cm以上とする。

1-2-3 かごマット工

性能規定

かごマットの構造及び要求性能、規格、仕様については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準（案）」（平成21年4月24日改訂）（以下、「基準（案）」という。）によるほか、図面及び以下によるものとする。

1. 籠に使用する線材は、以下に示す性能を有するものとする。また、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書又は公的試験機関の試験結果を、事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、本工事において蓋材に要求される性能（摩擦抵抗）は、長期性能型【工事ごとに適用を変更する】とする。

2. 受注者は、次の資料を監督職員に提出しなければならない。

- 1) 1 工事単位毎に監督職員が摘出して指定する底網、蓋網、側網及び仕切網毎に網線に使用した線材の工場名、表示番号及び線材の製造年月日を記載した表示標
- 2) 上記 1) で指定した各網の表示標に記載された番号に近い線材の公的機関における試験結果

表－1 要求性能の確認方法

項目		要求性能	確認方法		
			試験方法	試験条件	基準値
線材に要求される性能	母材の健全性 ※1	母材が健全であること	JIS0401 の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	メッキを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと
	強度	洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3547 に準拠)		引張強さ 290N/mm ² 以上
	耐久性 ※2	淡水中での耐用年数30年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594 に準拠)	塩素イオン濃度 0 ppm 試験時間 1,000時間	メッキ残存量 30g/m ² 以上
			線材摩耗試験	回転数 20,000回転	
均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	表－2 線材の品質管理による試験頻度に基づき実施し、品質管理基準値を満足すること			
上記性能に加えて蓋材に要求される性能	摩擦抵抗(短期性能型) ※3	作業中の安全のために必要な滑りにくさを有すること	面的摩擦試験 または 線的摩擦試験	—	摩擦係数 0.9以上
	摩擦抵抗(長期性能型) ※3	供用後における水辺の安全な利用のため	線材摩耗試験後の線的摩擦試験 または 面材摩耗試験後の面的摩擦試験	[線材摩耗試験の場合] 回転数 2,500回転 [面材摩耗試験の場合] 回転数 100回転	摩擦係数 0.9以上 (初期摩耗後)

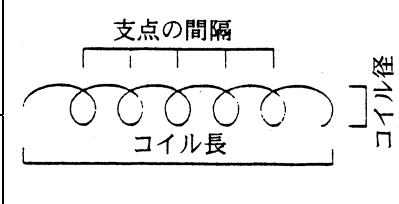
※1 メッキ鉄線以外の線材についても、鉄線母材を露出した状態で同様の基準値を満足するものとする。

※2 メッキ鉄線以外の線材についても、摩耗及び腐食に対し、淡水中での耐用年数30年程度を確保できることを確認するものとする。

※3 メッキ鉄線以外の線材についても、摩擦抵抗が規格値を確保できることを確認するものとする。

3. 側網、仕切網はあらかじめ工場で底網に結束するものとする。ただし、特殊部でこれにより難しい場合は、監督職員の承諾を得るものとする。
4. 網線材の端末は1. 5回以上巻き式によって結束し、線端末は内面に向けるものとする。ただし、蓋金網の端部については1. 5回以上巻きとするが、リング方式でも良いものとする。また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。
5. 連結の方法はコイル式とし、下表のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長1/2以上(1本/m)を連結すること。連結終了時のコイルは、両端の線端末を内側に向けるものとする。

連結コイル線

線径	コイル径	連結支 点の 間 隔	コイル長	
5mm以上	50mm以下	80mm以下	(高さ方向30cm) (その他) 50cm以上	

※ () 内は、かご厚30cmの場合

表-2 線材の品質管理

	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度
メッキ工場	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JISG3547準拠	5巻線に1回
	引張強さ	290 N/mm ²	JISG3547準拠	5巻線に1回
	ねじり特性	JISG3547の4.3	JISG3547準拠	5巻線に1回
	巻付性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け、著しい亀裂及びはく離を生じない	JISG3547準拠	5巻線に1回
	メッキ成分	※4	原子吸光分析法またはICP発光分析法	5巻線に1回
	メッキ付着量	※4	JISH0401準拠	5巻線に1回
公的試験機関	線径	$\left[\begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JISG3547準拠	200巻線に1回
	引張強さ	290 N/mm ²	JISG3547準拠	200巻線に1回
	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JISH0401の間接法で使用する試験液によるメッキ溶脱後の母材鉄線の写真撮影	200巻線に1回
	メッキ成分	※4	原子吸光分析法またはICP発光分析法	200巻線に1回
	メッキ付着量	※4	JISH0401準拠	200巻線に1回
	摩擦抵抗 (蓋材のみ)	短期性能型 摩擦係数0.9以上	面的摩擦試験 または 線的摩擦試験	200巻線に1回
		長期性能型 摩擦係数0.9以上 (初期摩耗後)	面材摩耗試験後の面的摩擦試験 または 線材摩耗試験後の線的摩擦試験	200巻線に1回

※4 メッキ成分及び付着量の基準値は、耐久性に関する性能確認試験及び摩擦抵抗に関する性能確認試験に使用した製品のメッキ成分及び付着量を基に決定する。

なお、メッキ鉄線以外の線材については、メッキ成分及びメッキ付着料の試験項目を省略できるものとする。

注) 1 巻線とは、工場における製造単位を言い、約1tとする。

2 線径の基準値の()書きは、30cm規格、[]書きは、50cm規格

3 かごマット(多段積)については、「鉄線籠型多段積護岸工法設計・施工技術基準(平成10年5月)」によるものとする。

1-2-4 かごマット (多段積み)

1. かごマットの材質、規格及び仕様については、図面及び以下によるものとする。

なお、それに示す規格以外の線材等を用いた製品を使用する場合は、これと同等品以上のものを使用出来るものとし、監督職員と別途協議するものとする。

① 金網の規格寸法は、下表のとおりとする。

かごマット規格表 (かご厚・50cm)

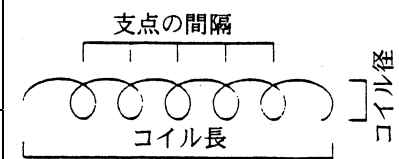
部材名	網線径	枠及び骨線径	網目径	使用線材名
蓋 金 網 前 平 網	5.0mm	6.0mm	菱形65mm	網線・粗面メッキ鉄線 枠・骨線・滑面メッキ鉄線
前 直 網	5.0mm	6.0mm	菱形65mm	滑面メッキ鉄線
そ の 他 金 網	4.0mm	6.0mm	菱形100mm	滑面メッキ鉄線

② 線材の品質規格等は、1、2及び3に適合するものとする。

③ 網線と枠線との結び合わせは、1.5回以上直接巻き付けた形式で、線端末は内面に向けるものとする。ただし、蓋網の端部については1.5回以上巻きとするが、網目65mmの場合で、径5mmの網線の枠線(6mm)への結束は、リング状に加工してよいものとする。この場合の巻き付け回数は1.5回以上とし、リングの径は極力小さくすること。また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。

④ 連結の方法はコイル式とし、下表のとおりとする。また接続長の全長を連結するものとし、底網や表面にでない側網については、接続長の1/2以上(1本/m)を連結すること。また、連結終了時のコイル両端の線端末は内側に向けるものとする。

連結コイル線

線径	コイル径	連結支 点の 間 隔	コイル長	
5mm以上	50mm以下	80mm以下	50cm以上	

2. 線材の品質・規格及び管理試験等は、下表によるものとする。

① 滑面メッキ鉄線（本体金網図）（蓋以外の金網部）

試験場所	試験項目	規格値	試験方法	試験の頻度
メッキ工場 試験設備	線径	4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
	ねじり特性	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
	巻付け性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
	メッキ成分	アルミ10% 亜鉛90%以下	原子吸光分析法またはICP発光分析法	5巻線に1回
	メッキ付着量	300g/m ² 以上	JIS H 0401準拠	5巻線に1回
公的機関 試験設備	線径	4.0±0.10mm 5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	JIS G 3547準拠	200巻線に1回
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547準拠	200巻線に1回
	メッキ成分	アルミ10% 亜鉛90%以下	原子吸光分析法またはICP発光分析法	200巻線に1回
	メッキ付着量	300g/m ² 以上	JIS H 0401準拠	200巻線に1回

（1巻線とは、メッキ工場における製造単位をいい、約1tとする。）

② 粗面メッキ鉄線（蓋金網部・前平網）

試験場所	試験項目	規格値	試験方法	試験の頻度
メッキ工場 試験設備	線径	5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
	ねじり特性	JIS G 3547の4.3	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
	巻付け性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
	メッキ成分	亜鉛87%以下 ※1 アルミ11%以上 マグネシウム2%以上	原子吸光分析法またはICP発光分析法	5巻線に1回
	メッキ付着量	220g/m ² 以上 ※1	JIS H 0401準拠	5巻線に1回
公的機関 試験設備	線径	5.0±0.12mm 6.0±0.12mm	JIS G 3547準拠	200巻線に1回
	引張強さ	290N/mm ² 以上	JIS G 3547準拠	200巻線に1回
	メッキ成分	亜鉛87%以下 ※1 アルミ11%以上 マグネシウム2%以上	原子吸光分析法またはICP発光分析法	200巻線に1回
	メッキ付着量	220g/m ² 以上 ※1	JIS H 0401準拠	200巻線に1回

（1巻線とは、メッキ工場における製造単位をいい、約1tとする。）

※1：メッキ成分が「亜鉛90%以下、アルミニウム10%以上」の場合は、メッキ付着量は660g/m²以上とする。

3. 蓋金網、蓋前網の粗面性に関する品質・規格及び管理試験等は、設計図書によるものとする。
4. 製品については、底網、蓋網、前直網、前平網、後直網及び仕切網ごとに、網線に使用した線材のメッキ工場名及びメッキ線製造年月日を記載した「表示標」をつけること。
5. 現地においては、施工面積2,000m²ごと、または2,000m²に満たない場合は1工事単位ごとに、監督職員が1枚摘出して指示する「表示標」に記載されている線材及びその線材を用いた蓋金網、前平網の粗面性について、各々に該当する工場における品質試験結果を提出すること。
さらに、同「表示標」に示される線材番号に近い番号の線材並及びその線材を用いた蓋金網の粗面性に関する公的機関における品質試験成績証明書を提出すること。
6. 枠線、骨線、コイル線について、工事単位ごとにメッキ工場、公的機関における品質試験結果を提出すること。
7. 生産表示と品質試験内容について、別途立ち入り等による検査を行うことがある。

1-2-5 特殊かごマット（被覆鉄線使用）

1. かごマット用金網の規格及び仕様は、以下によるものとする。

- ① 金網の規格寸法は、下表のとおりとする。

なお、それ以外に示す規格以外の線材等を用いた製品を資料する場合は、これと同等品以上のものを使用出来るものとし、監督職員と協議するものとする。

かごマット用かご網の規格表（かご厚・50cm）

部材名	網線径		枠及び骨線径		網目径
	外径	心線径	外径	心線径	
蓋金網	5.0mm	4.0mm	6.0mm	5.0mm	菱形65mm
その他金網	4.0mm	3.2mm	6.0mm	5.0mm	菱形100mm

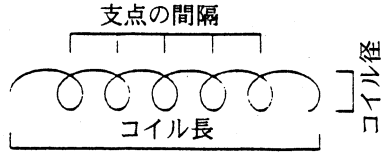
かごマット用かご網の規格表（かご厚・30cm）

部材名	網線径		枠及び骨線径		網目径
	外径	心線径	外径	心線径	
蓋金網	4.0mm	3.2mm	5.0mm	4.0mm	菱形65mm
その他金網	3.2mm	2.6mm	4.0mm	3.2mm	菱形75mm

- ② 線材は亜鉛＋アルミ合金メッキ線にポリエチレン系の合成樹脂を押出し方式により被覆した線とし、品質規格等は2に適合するものとする。

- ③ 網線と枠線との結び合わせは、1.5回以上直接巻き付けた形式で、線末端は内面に向けるものとする。ただし、蓋金網の端部については1.5回以上巻きとするが、リング状に加工してよいものとする。また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。
- ④ 連結の方法はコイル式としコイルの規格は下表のとおりとする。コイルで連結する長さは、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、及び全構造の外周部については接続長の全長を連結するものとする。その他の部分は接続長の1/2以上（1本/m）連結するものとする。また、連結終了時のコイル線の両末端は内側に向けるものとする。

連結コイル線

線径	コイル径	連結支 点の 間 隔	コイル長	
5mm以上	50mm以下	80mm以下	(高さ方向30cm) (その他) 50cm以上	

※（ ）内は、かご厚30cmの場合

2. 線材の品質・規格及び管理試験等は、下表によるものとする。

① 心線部（亜鉛＋アルミ合金メッキ線）

試験場所	試験項目	規格値	試験方法	試験の頻度	
心 線 部	メッキ工場	線径	$\left\{ \begin{array}{l} 2.6 \pm 0.09\text{mm} \\ 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right\} \text{※1}$	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
		引張強さ	390N/mm ² 以上	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
		巻付け性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JIS G 3547準拠	5巻線に1回
		メッキ成分	アルミ10%以上 亜鉛90%以下	原子吸光分析法またはICP発光分析法	5巻線に1回
		メッキ付着量	300g/m ² 以上	JIS H 0401準拠	5巻線に1回
公 的 機 関	公的機関	線径	$\left\{ \begin{array}{l} 2.6 \pm 0.09\text{mm} \\ 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right\} \text{※1}$	JIS G 3547準拠	200巻線に1回
		引張強さ	390N/mm ² 以上	JIS G 3547準	200巻線に1回
		メッキ成分	アルミ10%以上 亜鉛90%以下	原子吸光分析法またはICP発光分析法	200巻線に1回
		メッキ付着量	300g/m ² 以上	JIS H 0401準	200巻線に1回

（1巻線とは、メッキ工場における製造単位をいい、約1tとする。）

※1：{ } 書きは30cm規格、() 書きは50cm規格

② 被覆線部 (ポリエチレン系樹脂被覆線)

	試験場所	試験項目	規格値	試験方法	試験の頻度
被覆	被覆工場 試験設備	線径(外線)	$\left\{ \begin{array}{l} 3.2 \pm 0.12\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.14\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.14\text{mm} \end{array} \right\} \text{※1}$	JIS G 3543準拠	10巻線に1回
		最小被膜	$\left\{ \begin{array}{l} 3.2 \pm 0.20\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.27\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.34\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.34\text{mm} \end{array} \right\} \text{※1}$	JIS G 3543準拠	10巻線に1回
		接着強さ	容易に剥離しないこと	被覆線から被覆材を心線に達するまで両面を削り取り被覆線に対して90°の角度で引き剥がす	10巻線に1回
		巻付け性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない。	JIS G 3543準拠	10巻線に1回
		耐候性	WS形3,000時間	JIS G 3543準拠	設計時 初期
		耐塩水性(塩水噴霧)	1,000時間以上(亀裂が入らない)	JIS Z 3271準拠	1年に1回
	線	公的機関 試験設備 公的機関 試験設備	線径	$\left\{ \begin{array}{l} 3.2 \pm 0.12\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.14\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.14\text{mm} \end{array} \right\} \text{※1}$	JIS G 3543準拠
最小被膜	$\left\{ \begin{array}{l} 3.2 \pm 0.20\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.27\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.34\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.34\text{mm} \end{array} \right\} \text{※1}$		JIS G 3543準拠	400巻線に1回	
接着強さ	容易に剥離しないこと		被覆線から被覆材を心線に達するまで両面を削り取り被覆線に対して90°の角度で引き剥がす	400巻線に1回	
巻付け性	線径の1.5倍の円筒に6回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない。		JIS G 3543準拠	400巻線に1回	
被覆材の材質	ポリエチレン系樹脂		JIS K 0117	400巻線に1回	

(1巻線とは、メッキ工場における製造単位をいい、約500kgとする。)

※1：{ } 書きは30cm規格、() 書きは50cm規格

3. 現場搬入時のかご網ユニット製品については、底網、蓋網、側網及び仕切網ごとに、そのユニットの網線に使用した線材の製造過程における「メッキ工場名とメッキ線製造年月日」及び「被覆工場名と被覆線製造年月日」を記載した「表示標」をつけること。

4. 現地においては、施工面積2,000m²ごと、または2,000m²に満たない場合は1工事単位ごとに、監督職員が1枚摘出して指示する「表示標」に記載されている線材について、各々に該当する工場における品質試験結果を提出すること。さらに同「表示標」に示されている線材番号に近い番号の線材に関する公的機関における品質試験成績証明書を提出すること。

5. 枠線、骨線、コイル線について、工事単位ごとにメッキ工場、公的機関における品質試験結果を提出すること。

6. 生産表示と品質試験内容について、別途立ち入り等による検査を行うことがある。

1-2-6 袋型根固め用袋材

1. 本規定は、高分子系の合成繊維（再生材を含む）を主要構成材料とする袋型根固め用袋材に適用する。
2. 袋型根固め用袋材は、表-3に示す性能を満足することを確認するものとする。
3. 要求性能の確認は、表-3に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書又は公的機関の試験結果を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

表-3 袋型根固め用袋材の要求性能及び確認方法

場所	項目	要求性能	確認方法		
			試験方法	基準値	
公的試験機関	強度 (※1)	必要重量の中詰め材料を充填し、直接クレーンで吊り上げても破断しない強度を有すること。	引張試験 (JIS A 8960に準拠)	(2トン型)	(2重)400N以上 (1重)700N以上
				(4トン型)	(2重)500N以上 (1重)900N以上
	耐候性	紫外線により劣化した場合も、必要な強度を保持すること。 短期性能型： 耐候性は求めない。 長期性能型： 耐用年数30年程度	耐候性試験 (長期性能型のみ) (JIS L 0842オープンフレームカーボンアーク灯式耐候性試験機により紫外線を7500時間照射後、JIS A 8960準拠の引張試験を実施)	(2トン型)	(2重)200N以上 (1重)200N以上
				(4トン型)	(2重)250N以上 (1重)250N以上
	耐燃性	中詰め材料を充填した状態で網地の燃焼が広がらないこと。	たき火試験 (参考資料1参照)	燃焼部以上に延焼しないこと。	
	環境適合性	生態系を阻害するような有害物質の溶出がないこと。	沸騰水試験 飼育試験 (参考資料1参照)	有害物質が溶出しないこと。	
均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること。	材料20000袋あたり1回の引張試験を実施 (JIS A 8960に準拠)	「強度」の基準値を満足すること。		
発注機関	網目・網地の信頼性	中詰め材料の抜け出しや、網地の破断が促進することがないこと。	監督職員による事前確認 中詰め材料が抜け出さない網目の寸法で、かつ網地を構成する網糸が破断しても解れが連続的に広がらない加工がなされていること。		

※1 表-3の確認方法のうち、公的試験機関による性能試験については、均質性の項目を除き、1回の実施でよいものとする。

[たき火試験]

袋型根固め用袋に中詰め材を充填した後、静置させ上部にたき火用材料を積み上げてライターにて点火する。

中詰め材	割栗石 150mm
点火方法	ライター
たき火用材料	野草の草木（枯れ草、枯れ木）

[煮沸試験]

網地を沸水中に浸漬し、下記時間の経過後取り出し、網地の質量変化を測定する。

浸漬温度	98 ± 2℃
浸漬時間	120 ± 10min
浸漬水	蒸留水
試験体の数	5個
乾燥温度	105℃
抽出条件（浴比）	網地：水 = 1：500

[飼育試験]

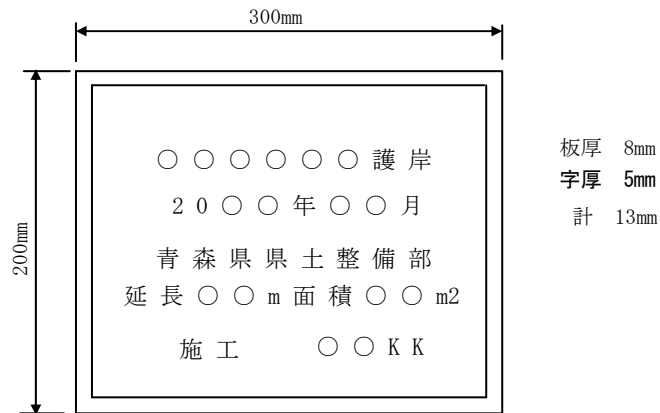
金魚を入れた水槽に網地を浸漬し、下記期間飼育し、その生存状態を確認する。

金魚の飼育時間	3ヶ月
飼育条件（浴比）	網地：水 = 1：100
金魚の匹数	3匹

第3節 標示板

1-3-1 護岸

1. 標示板の材質は、青銅鑄物を原則とし、寸法及び記載事項は下図のとおりとする。

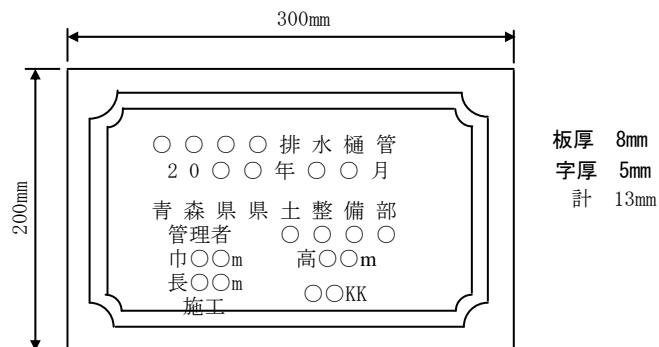


2. 取付位置については、監督職員の承諾を得るものとする。

3. 標示版の年月は、完成年月とする。

1-3-2 水門、樋門、樋管

1. 標示版の材質は、青銅鑄物を原則とし、寸法及び記載事項は下図のとおりとする。



2. 取付位置については、監督職員の承諾を得るものとする。

3. 標示版の年月は、完成年月とする。

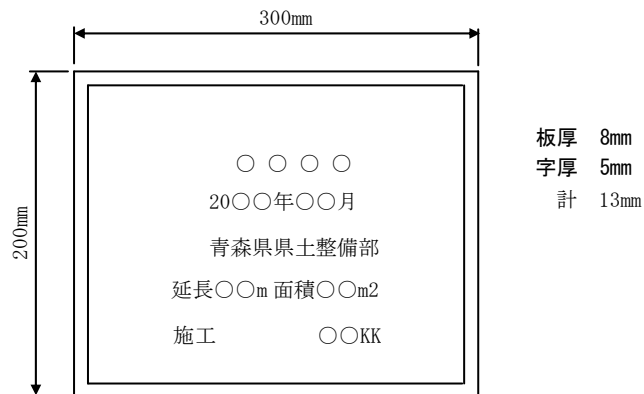
第7編 河川海岸編

第1章 総 則

第1節 標示版

1-1-1 標示版

1. 標示版の材質は、青銅鑄物を原則とし、寸法及び記載事項は下図のとおりとする。



2. 取付位置については、監督職員の承諾を得るものとする。
3. 標示版の年月は完成年月とする。

第8編 砂 防 編

第1章 総 則

第1節 仮量水標

1-1-1 水位の観測

1. 受注者は、施工に先立ち、施工箇所附近に仮量水標を設置し、施工期間中1日1回以上、水位の観測を行い、その記録を備えておかなければならない。

なお、出水時等に、監督職員の指示する場合は毎時観測を行うものとする。

2. 監督職員が指示した場合は、水位記録の一覧表または、図表等にとりまとめ、これを提出しなければならない。

第2節 コンクリート堰堤

1-2-1 モルタル

敷モルタルの最小セメント使用量は、 $530\text{kg}/\text{cm}^3$ とする。

1-2-2 間詰工

地盤線等の変更による間詰工の形状変更は、監督職員と協議するものとする。

1-2-3 水抜暗渠工

水抜暗渠の架台については、コンクリート打込みによるヒューム管の移動、コンクリートの充填の不良を防ぐため、形鋼等を用いて設置するものとする。

第3節 残存型枠

1-3-1 残存型枠（外壁兼用型）

1. 一般事項

(1) 残存型枠工（外壁兼用型）とは、薄肉プレキャスト・セメントコンクリート製の型枠製品と組立部材を使用し、コンクリート打設後の脱型作業を必要としない型枠工のことをいう。

(2) 残存型枠工（外壁兼用型）に用いる型枠は、下記のとおりとする。

①残存型枠（外壁兼用型）とは、意匠性を目的としない型枠材をいう。

②残存化粧型枠（外壁兼用型）とは、残存型枠（外壁兼用型）のうち化粧面が一体となった意匠性を目的とした型枠材をいう。

2. 材料

受注者は、残存型枠工（外壁兼用型）に用いる型枠について、下表に従って品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

項目	内容	適用
質量	残存型枠（外壁兼用型） 60kg/枚以下 残存化粧型枠（外壁兼用型） 110kg/枚以下	
主材要料	1) モルタル及びコンクリート 共通仕様書第8編1-6-4の堰堤本体コンクリートの品質を損なうものであってはならない。 2) 型枠製品内臓の補強部材 補強部材は、型枠本体に内蔵していること。 3) 補強部材が鉄製の場合には、エポキシ塗装または同等以上の防錆処理を施すものとする。	品質証明書
強度特性	コンクリート打設時の側圧に耐える強度を有していること。	公的試験機関の証明書または公的機関の試験結果
一体性	コンクリートと一体化する機能を有していること。	
耐久性	1) 型枠は耐凍結融解性を有していること 2) 型枠は、ひび割れまたは破損した場合でも用意に剥落しないこと。	

3. 施工

- (1) 受注者は、型枠にひび割れ等の有害な損傷を与えないようにしなければならない。
- (2) 受注者は、型枠のひび割れや変位等を防ぐため、適切な支持材の取付をしなければならない。
- (3) 受注者は、コンクリート打込み前にあらかじめ型枠裏面を湿潤状態にした上で、構造物内部及び型枠裏面に十分にコンクリートがまわり込むように締固めなければならない。
- (4) 受注者は、目地を設ける際には目地位置表面の型枠の縁を切らなければならない。また、伸縮目地材を用いる際は目地材を型枠ではさみ込み、表面に露出させなければならない。

第10編 道 路 編

第1章 舗 装

第1節 アスファルト舗装工

1-1-1 骨材

骨材の標準粒度範囲は、次表を標準とする。

骨材の標準粒度範囲

混合物の 種 類		①粗粒度 アスファルト 混合物	②密粒度 アスファルト 混合物		③細粒度 アスファルト 混合物	④密粒度 ギャップ アスファルト 混合物	⑤密粒度 アスファルト 混合物		⑥細粒度 ギャップ アスファルト 混合物	⑦細粒度 アスファルト 混合物	⑧密粒度 ギャップ アスファルト 混合物	⑨開粒度 アスファルト 混合物	細粒度 ギャップ アスファルト 混合物	密粒度 ギャップ アスファルト 混合物	密粒度 アスファルト 混合物	
		(20)	(20)	(13)	(13)	(13)	(20F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13)	(20F)	(20F)	(20T)	(13T)
最大粒径 (mm)		20	20	13	13	13	20	13	13	13	13	13	20	20	20	13
通過重量 百分率 (%)	26.5 mm	100	100										100	100	100	
	19 mm	95~100	95~100	100	100	100	95~100	100	100	100	100	100	95~100	95~100	95~100	
	13.2 mm	70~90	75~90	95~100	95~100	95~100	75~95	95~100	95~100	95~100	95~100	95~100	80~95	70~80	75~95	95~100
	4.75 mm	35~55	45~65	55~70	65~80	35~55	52~72	60~80	75~90	45~65	23~45	55~75	55~65	45~65	55~70	
	2.36 mm	20~35	35~50		50~65	30~45	40~60	45~65	65~80	30~45	15~30	45~65	45~55		30~50	35~50
	600 μm	11~23	18~30		25~40	20~40	25~45	40~60	40~65	25~40	8~20	35~60	40~50	15~30	18~33	
	300 μm	5~16	10~21		12~27	15~30	16~33	20~45	20~45	20~40	4~15	20~45	18~42	8~21	10~23	
150 μm	4~12	6~16		8~20	5~15	8~21	10~25	15~30	10~25	4~10	10~25	10~20	5~15	6~16		
75 μm	2~7	4~8		4~10	4~10	6~11	8~13	8~15	8~12	2~7	8~15	9~13	4~7	5~8		
															[6.5~8]	[6.5~8]
アスファルト量 (%)		4.5~6	5~7	6~8	4.5~6.5	6~8	6~8	6~8	7.5~9.5	5.5~7.5	3.5~5.5	6~7	5~6	4.5~6.5	5~7	

※ [豪雪地帯]

1-1-2 マーシャル安定度基準値

加熱アスファルト混合物は、次表に示す基準値に合格するものでなければならない。

マーシャル安定度試験基準値

混合物の種類	①	②		③	④	⑤		⑥	⑦	⑧	⑨	密粒度アスファルト混合物		
	粗粒度アスファルト混合物 (20)	密粒度アスファルト混合物 (20)	(13)	粗粒度アスファルト混合物 (13)	密粒度ギヤツプアスファルト混合物 (13)	密粒度アスファルト混合物 (20F)	(13F)	細粒度ギヤツプアスファルト混合物 (13F)	細粒度アスファルト混合物 (13F)	密粒度ギヤツプアスファルト混合物 (13F)	開粒度アスファルト混合物 (13)	細粒度ギヤツプアスファルト混合物 (20F)	密粒度ギヤツプアスファルト混合物 (20F)	密粒度アスファルト混合物 (20T)
突固め回数(注)	C交通以上		75		50		50		75	50		75	50	
	B交通以下		50		50		50		50	50		50	50	
空隙率(%)	3~7	3~6		3~7	3~5		2~5	3~5	—	3~6	3~7	3~6		
飽和度(%)	65~85	70~85		65~85	75~85		75~90	75~85	—	75~85	65~85	70~85		
安定度 {kgf (KN)}	500 (4.90) 以上	500 (4.90) [750 (7.35)] 以上		500 (4.90) 以上		350 (3.43) 以上	500 (4.90) 以上	350 (3.43) 以上	500 (4.90) 以上	500 (4.90) 以上	500 (4.90) [750 (7.35)] 以上	500 (4.90) 以上		
フロー値 (1/100cm)	20~40		20~40		20~80		20~40		20~40		20~40		20~40	

[注] (1) 積雪寒冷地の場合は、C交通であっても流動によるわだち掘れの恐れが少ないところでは50回とする。

(2) [] 内はC交通以上で、突固め数回を75回の場合とする。

(3) 水の影響を受けやすいと思われる混合物、またはそのような箇所に舗設される混合物は、次式で求めた残留安定度が75%以上であることが望ましい。

$$\text{残留安定度 (\%)} = (60^\circ\text{C})、48\text{時間水浸後の安定度 (kgf)} / \text{安定度 (kgf)} \times 100$$

1-1-3 動的安定度

密粒度アスコン20T及び13Tの動的安定度の目標値は、次表に示すとおりとする。

混合物の種類	密粒度アスコン20T	密粒度アスコン20T	密粒度アスコン20T(改質型) 密粒度アスコン13T(改質型)
動的安定度(回/mm)	700以上	500以上	3,000以上

1-1-4 配合設計

1. 受注者は、示方配合を満足するように配合された合成粒度の骨材に対し、設計アスファルト量を次の方法に従って決定しなければならない。ただし、これまでの実績により加熱アスファルト混合物が基準値に合格することが明らかであり、監督職員が承諾した場合はマーシャル試験を省略することができる。

- (1) 示方アスファルト量を中心にして、上下に0.5%きざみにアスファルト量をかえた5種類の混合物についてマーシャル試験用供試体を作製する。
- (2) 供試体の密度、安定度及びフロー値を測定し、空隙率と飽和度を算出する。
- (3) アスファルト量と密度、安定度、空隙率、飽和度、フロー値を関係を求め、次表に示す基準値をそれぞれ満足するアスファルト量範囲の中央値を設計アスファルト量とする。

一般地域でわだち掘れが大きくなると予想される場所では、中央値から下限値の範囲内で減らすことができる。交通量の少ない場所や積雪地域のすりへり作用の多い場所では、中央値から上限値の範囲内で増やすことができる。

1-1-5 締固め度

路肩の舗装が車道と同一構造で、車道と同時施工する場合は、車道の締固め密度に準ずるものとする。

第2節 ブロック舗装工

1-2-1 インターロッキングブロック舗装

1. 受注者は、ブロックの目地が2～3mm程度、敷設が常に目地ラインを真直ぐになるようにしなければならない。なお、サンドクッション材は、砂（細砂）を使用するものとする。
2. 受注者は、インターロッキングブロックが平坦になるように路盤を転圧しなければならない。

第3節 踏掛版工

1-3-1 施工

踏掛版及び鉄筋で補強したコンクリート版の締固めは、フィニッシャーによる機械舗設の場合でも、あらかじめ棒状バイブレーターにより締固めを行うものとする。

第4節 排水性舗装工

1-4-1 材料

1. 排水性舗装工に使用する骨材の最大粒径は13mm、排水性混合物の空隙率は17%程度、排水性混合物に用いるバインダーは、高粘度改質アスファルトとする。
2. 排水性舗装工に使用する碎石の品質管理基準は、下記の通りとする。

碎石の品質

項目	用途	表層	
		配合案	備考
表乾比重		2.45以上	
吸水率(%)		3.0以下	
すり減り減量(%)		15以下	

1-4-2 排水性混合物の目標値

排水性舗装工に使用する排水性混合物の目標値は、下記の通りとする。

排水性混合物の目標値

項目	単位	目標値	
		配合案	備考
空隙率	%	17程度	
透水係数	cm/s	10 ⁻² 以上	
安定度	KN(kgf)	3.5(350)以上	
DS	回/mm	一般部4,000以上	
		交差点5,000以上	※

※本項における交差点部とは、停止線の外側概ね30m区間から交差点内側の車道部分を指すものとする。

第2章 鋼橋上部

第1節 橋梁現場塗装工

2-1-1 材料

1. 塗料の色合せは原則として製造工場において行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、監督職員の承諾を得て現場調査を行うことができる。
2. 受注者は、塗料には、乾燥剤その他の添加物を加えてはならない。
ただし、やむを得ない場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

2-1-2 橋梁塗装塗替

塗装塗替は、別途塗装面積（m²）計算書を作成し提出しなければならない。

第2節 床版工

2-2-1 床版工

床版コンクリートの打設順序、打設設備等は、施工計算書に記載しなければならない。

第3節 橋梁付属物工

2-3-1 伸縮装置工

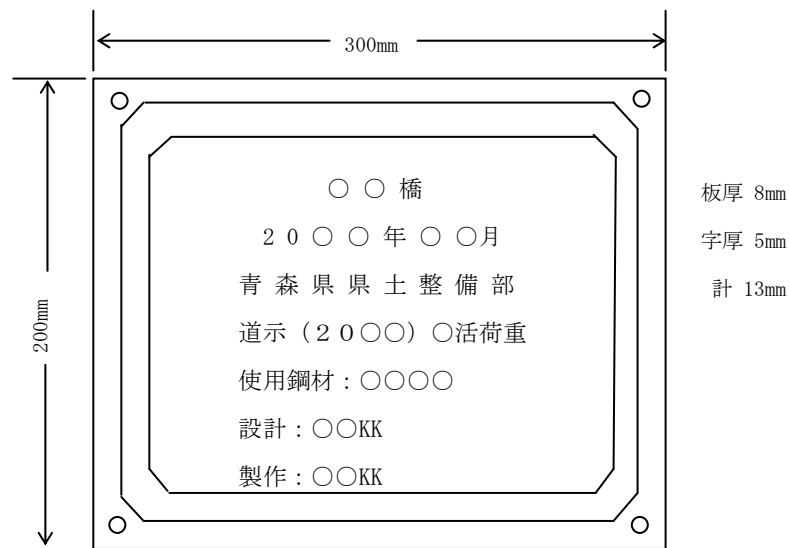
受注者は、非排水装置に用いるシール材及びバックアップ材の種類は、監督職員の承諾を得るものとする。

2-3-2 架設用付属物

受注者は、橋体部材に架設用付属物を添加する場合は、監督職員の承諾を得て製作しなければならない。

2-3-3 名版及び橋歴板

1. 共通仕様書第10編、道路編4-7-9に示す橋歴板の作成に際し、寸法及び記載事項は、次図によらなければならない。
2. 材質が数種になる場合については、主要鋼材の材質を標示するものとする。



第3章 コンクリート橋上部

第1節 橋梁附属物工

3-1-1 伸縮装置工

受注者は、鋼製伸縮装置の製作においては床版施工時期を考慮して伸縮量及び遊間量を計算し、仮付けを行わなければならない。

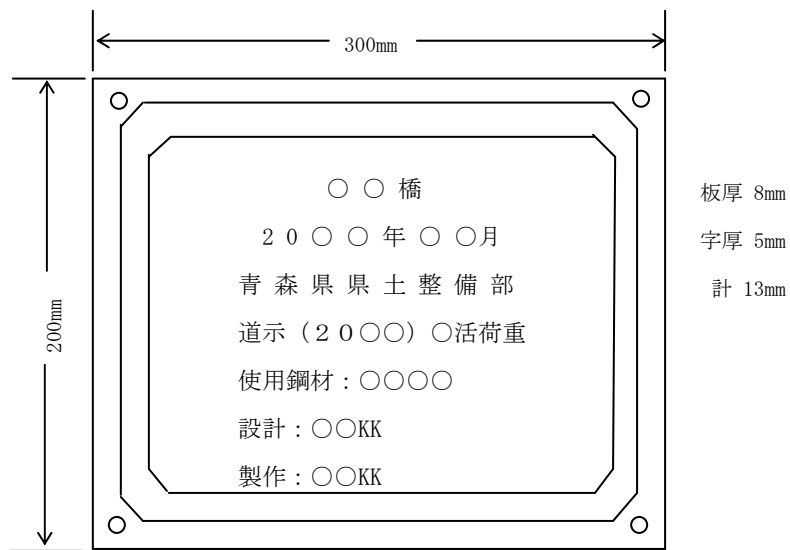
3-1-2 PC定着工法

PC定着工法は、設計図のとおりとする。

ただし、設計図以外の方式を採用する場合は、あらかじめ設計計算書、図面等を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。

3-1-3 名版及び橋歴板

共通仕様書第10編、道路編5-12-8に示す橋歴板の作成に際し、寸法及び記載事項は、次図によらなければならない。



第4章 トンネル

第1節 堀削

4-1-1 堀削 (NATM)

NATMの堀削地山等級は、別表のとおりとする。

第2節 支保工

4-2-1 支保工間隔

支保工間隔は地山の状況に応じ、多少変動しても所定区間における総本数に変更がなければ所定の建込間隔とみなすものとする。

4-2-2 ロックボルト

先打ちボルト (フォアパイリング) の穿孔角度等詳細については、監督職員の承諾を得るものとする。

第3節 覆工

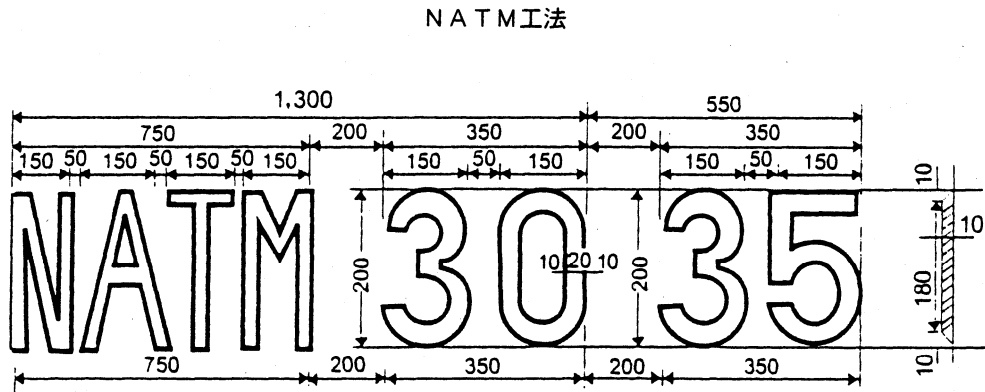
4-3-1 防水工

防水工の設置位置は、吹付けコンクリートと覆工の間の上下半の全周に設置するものとする。

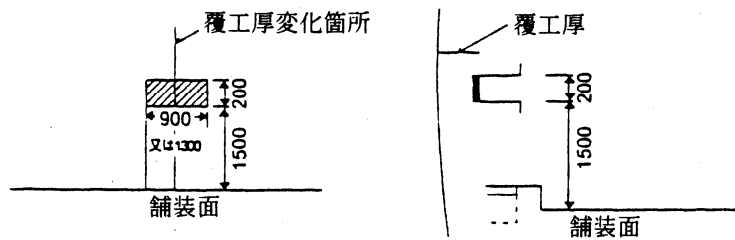
第4節 その他の工事

4-4-1 覆工厚の刻示

覆工厚の変化箇所には設計覆工厚を刻示するものとし、取付位置は起点より終点に向かって左側とする。なお、設計図書または監督職員の指示により設置するものとする。刻示方法は次の図を標準とする。



(取付け位置)



第5章 道路維持

第1節 コンクリート舗装補修工

5-1-1 再注入

再注入を行う場合、注入孔は前回とは別途に削孔し行うものとする。また、注入後のタワミ量を測定し、結果を監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

第2節 舗装工

5-2-1 舗装打換え工

1. アスファルト舗装版撤去は、カッターにて切断し、施工範囲外の舗装版等を損傷してはならない。
2. 隅角部、縁部の締固めは、特に入念に行わなければならない。
3. 車道打換等によって生じる段差の摺付について、設計図書に示されていない場合には監督職員と協議しなければならない。

第3節 路肩及び法面

5-3-1 除草一般

1. 受注者は、除草中または跡片付け中に法面に陥没・亀裂等の異常を発見した場合は、速やかに監督職員に報告しなければならない。
2. 受注者は、除草に先立ち、竹・雑木等の伐採を行うとともに、空缶等の異物を除去する等の清掃を行うものとする。
3. 受注者は、刈り取った草が路面に飛散する恐れのある中央分離帯・路肩等ではその日のうちに、また、のり面では速やかに片付けなければならない。

第4節 清掃作業

5-4-1 清掃作業

1. 路面清掃、ガードレール清掃、視線誘導標清掃、排水施設清掃の施工時期等については、監督職員の指示によるものとする。なお、路面清掃等の実施にあたっては、粉塵が舞い上がらないよう、散水後に清掃するものとする。
2. 路面清掃車には助手を乗務させ、安全の確保に努めなければならない。

※ 汚泥については、建設汚泥利用マニュアル（建設汚泥に関する制度と基準及び関連法令集）平成14年7月によるものとする。

第5節 植栽

5-5-1 植栽工

1. 植栽樹木等が工事完了引渡し後、1年以内に枯死または形姿不良となった場合には、当初植栽した樹木等と同等、又はそれ以上の規格のものに植替えるものとする。
2. 植栽等の形姿不良とは、枯枝が樹冠部の2/3以上となったもの、及び通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね1/3以上の主幹が枯れたものとする。この場合枯枝の判定については、確実に前記同様の状態となることが想定されるものも含むものとする。
3. 枯死または形姿不良の判定は、発注者と受注者が立会のうえ行うものとし、植替え時期については、発注者と協議するものとする。
4. 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動等の天災により流失、折損、倒木した場合にはこの限りではない。

第6節 災害応急処置

5-6-1 災害応急処置

1. 施工計画書に災害発生時の対策を記載しなければならない。また、災害が発生した場合の処置については、監督職員の指示によらなければならない。
2. 応急復旧作業は、箇所毎に黒板等に着工前、完成後、作業日時、場所等を記載して、写真撮影を行わなければならない。
3. 土砂等の撤去は、路面及び構造物に損傷を与えないよう現場の状況に応じた施工しなければならない。